

島原市3世代ファミリー応援補助金（出産補助） 募集要項

1. 3世代ファミリー応援補助金の概要

島原市では、3世代家族の形成と子育て支援を促し、家族の絆の再生と出生数の増加及び定住促進につなげるため、3世代居住となる世帯に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

2. 補助金交付対象者

補助金交付対象者は、次の全てに該当する者です。

- | |
|--|
| ① 平成27年4月1日以降に赤ちゃんが生まれ、3世代家族となっていること。
(既に3世代家族で、平成27年4月1日以降に赤ちゃんが産まれた場合も含む) |
| ② 3世代家族全員が市区町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税(料)を滞納していない者であること。 |
| ③ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。 |
| ④ 3世代家族全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。 |

3. 補助の内容

補助の内容は次のとおり。

支援内容	平成27年4月1日以降に産まれた赤ちゃん1人につき、島原の特産品3万円相当分と交換できるポイント3万ポイントを付与
------	---

4. 応募から補助金交付まで

(1) 募集期間

赤ちゃんを出産した日から起算して90日以内に申請をお願いします。

(2) 応募方法

補助金を申請するときは、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市3世代ファミリー応援補助金（出産補助）交付申請書 （様式第7号）
② 平成27年4月1日以降に産まれた孫について記載された 母子手帳の写し
③ 住所異動履歴及び税情報の調査についての同意書（別紙）
④ その他市長が必要と認める書類

(3) 補助交付決定・確定

申請書類提出後、市で審査を行い、補助の交付を決定・確定したときは、申請者に通知します。

(4) 補助の交付

補助の交付は、補助確定後すみやかに交付するものとします。

補助を請求するときは、交付決定・確定通知書とともに送付する「しまばら特産品カタログ」から、3万ポイント分の特産品を選び、次の書類に記入後、市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市3世代ファミリー応援補助金（出産補助）交付請求書 （様式第9号）
--

5. その他

(1) 変更申請

申請した事項に変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

(2) 交付資格の喪失

補助金対象者の要件に該当しなくなったときは、その月分以降の補助金は交付しません。

既に補助金を交付している場合は、既に支払った補助金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

【問い合わせ先】

〒855-0866 島原市南下川尻町7番地4（雲仙復興事務所2階）

島原市役所 市長公室 島原ふるさと創生本部

TEL:0957-62-8012 FAX:0957-62-8115